

業務仕様書

1 業務の名称

令和7年度 川場村における官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築を行う業務
—村民に恩恵をもたらす再エネの地場産業化プロジェクト—

2 履行期間

契約締結の日から令和8年1月31日（金）まで（予定）

3 業務の内容

本業務は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）（第3号事業）によって実施されることから、当該補助事業の要領等を熟知して内容検討を行うこと。

（1）現状の把握とその分析調査

川場村のこれまでの再エネ導入の取組や地域課題を把握した上で、今後の地域再エネ事業を実施するために以下の項目を調査し、地域のエネルギー需要及び供給可能エネルギーやシステム導入等について検討する。特に官民連携によって、地域に裨益し、地域課題の解決に資する地域再エネ事業を推進するために、具体的な調査・検討を行うこと。

なお、調査にあたっては必要に応じて、担当部局、地域住民、関係団体等へのヒアリング等を行うこととする。

ア バイオガスプラントの導入の前提条件としての原料の需給状況の調査・検討

イ 道の駅川場田園プラザの電力自立化の調査・検討

ウ バイオガスからの水素製造と水素の多面的利用の可能性の調査・検討

エ 間伐材のチップ化

オ 太陽光発電、小水力発電の導入の年次計画の作成

カ 以上の再エネ導入と省エネを進めることによるCO₂削減量の推計

（2）地域再エネ事業を推進する事業スキームの調査・検討

地域再エネ事業における環境への適正な配慮及び地域の経済的・社会的課題への貢献を行うための事業スキームを検討するとともに、電力供給スキームを検討する。

（3）地域再エネ事業に係る事業採算性を評価するための調査・検討

地域再エネ事業に係る事業性について、導入費、維持費等から発電コストを算定し、販売価格等を検討する。

（4）地域の関係者の合意形成を図るために実施する協議会の設置・運営のほか、事業の実施・運営体制の構築に係る調査・検討

（5）SPC（特別目的会社）設立のための調査・検討

SPC（特別目的会社）設立のための以下の項目について調査・検討すること。

ア 事業計画書（案）の作成

- イ 構成員名簿、出資者リスト及び比率
- ウ S P C 設立登記
- エ S P C 設立後のスケジュール

(6) 関係者等との打合せ

必要に応じて村担当者及び村内関連事業者等との打ち合わせを実施すること。

(7) 報告書の作成

本業務の検討結果を業務報告書としてとりまとめる。

報告書や関連資料については、今後予定している地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定に検討できるものとなるよう配慮すること。

4 成果品の提出

本業務における主な成果品は次のとおりとし、詳細は村と受託者が協議の上決定する。なお、原則、電子データ（編集可能な形式（W o r d ・ E x c e l 等）と P D F 形式）と紙媒体の両方を提出すること。

- (1) 業務報告書 2部及びC D-R
- (2) 概要版 2部及びC D-R

5 その他

(1) 業務遂行に関する事項

ア 受託者は、関係法令、契約書及び仕様書を遵守するとともに、村の指示に従って誠実に業務を遂行すること。

イ 本業務を円滑に遂行するため、村及び受託者は協議を緊密に行うとともに、受託者は本業務の内容に不明な点が生じた場合は、速やかに村と協議を行うこと。

ウ 受託者は、本業務に関し適正な人員を配置するとともに、専任の担当者を1名以上置くものとし、受託業務全般の進行管理及び上記協議事項が発生した場合の対応を行うものとする。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(3) 個人情報の取扱い

本業務の実施にあたっては、仕様書及び関係法令規則等を遵守し個人情報を取り扱う場合には、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律 第57号）」「川場村個人情報保護法施行条例（令和4年 条例第23号）」に基づいて適切に取り扱うものとする。

(4) 再委託に関する事項

受託者は、受託業務の全部又は一部を第三者に委託し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面によりその旨を村に申請し承諾を得た場合は、この限りではない。